

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第
117号）

スポーツ課

1 改正の理由

前橋市下増田運動場のサッカー場整備に係る改修及びクラブハウス新築に伴い、当該施設の使用料を改める。

2 内容

(1) 前橋市下増田運動場の使用料は、次のとおりとする。

区分			使用料					
			6時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)
占有 利用	天然芝サ ッカー場	1面	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	—	5,000円
	人工芝サ ッカー場	1面	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	1,000円
	野球場		1,020円	1,020円	1,020円	1,020円	—	340円
放送設備		一式	480円	480円	480円	480円	480円	—
ク ラ ブ ハ ウ ス	多目的室	全面	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	1,380円	460円
		片面	690円	690円	690円	690円	690円	230円
	会議室		240円	240円	240円	240円	240円	80円
	ロッカー室 A・B		600円	600円	600円	600円	600円	200円

(2) 前橋市下増田運動場の天然芝サッカー場、人工芝サッカー場及び野球場の占有利用において、高校生以下の者を対象とした競技会等のために利用する場合又は高校生以下の者が利用する場合は、使用料を2分の1とする。

3 施行期日

平成29年4月1日